

# 指定管理者評価基本調書

1 施設概要	
施設名称	川口市老人福祉センター(たたら荘)
設置目的	老人福祉法第20条の7に規定する、無料又は低額な料金で、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。
構造規模	<p>①神根たたら荘                      (1)名称 川口市老人福祉センター神根たたら荘                      (2)所在地 川口市大字道合1421番地 川口市神根福祉センター3階                      (3)開所年月日 平成9年4月10日                      (4)構造 鉄筋コンクリート造 3階建                      (5)敷地面積 2,741.16㎡(全体)                      (6)延床面積 2,975.64㎡(全体) 1,035.89㎡(当該施設部分)                      (7)定員 120人                      (8)施設内容 大広間、多目的ホール、教養娯楽室、リラックスルームラウンジ、浴室(男・女)、脱衣室</p> <p>②芝たたら荘                      (1)名称 川口市老人福祉センター芝たたら荘                      (2)所在地 川口市大字伊刈20番地 川口市芝福祉センター2階                      (3)開所年月日 平成10年12月1日                      (4)構造 鉄筋コンクリート造 3階建                      (5)敷地面積 2,298.58㎡(全体)                      (6)延床面積 1,797.45㎡(全体) 922.00㎡(当該施設部分)                      (7)定員 120人                      (8)施設内容 大広間、カラオケルーム、多目的ホール、教養娯楽室浴室(男・女)、脱衣室</p> <p>③安行たたら荘                      (1)名称 川口市老人福祉センター安行たたら荘                      (2)所在地 川口市大字安行1194番地                      (3)開所年月日 平成4年4月7日                      (4)構造 鉄筋コンクリート造 平屋建                      (5)敷地面積 2,612.17㎡                      (6)延床面積 684.70㎡                      (7)定員 120人                      (8)施設内容 大広間、健康相談室、図書室、教養娯楽室、浴室(男・女)脱衣室</p>
所管課	福祉部 長寿支援課
2 指定期間、選定種別、指定管理料及び利用料金収入実績	
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで【5年】
選定種別	<p>非公募                      選定理由</p> <p>老人福祉センターたたら荘については、高齢者の自主性を尊重し、各施設で地元老人クラブや民生委員・児童委員との運営委員会を設置し、連携体制を構築しており、設置目的・役割を十分に理解し、市と一体になり高齢者福祉に寄与していること。                      また、社会福祉センター内の神根たたら荘、芝福祉センター内の芝たたら荘は、複合施設内にあり、複数の施設を一括して管理することは、効率的に人材確保ができるため、引き続き指定管理を行わせることで、安心安全なサービスの提供と、安定的な管理運営を期待することができること。                      安行たたら荘は、本町・芝中央・南平・前川の各たたら荘を社会福祉法人川口市社会福祉事業団が自主運営していることから、巡回する看護師等の配置や培ってきたノウハウを生かし効率的且つ合理的な運営が期待できるため非公募としたもの。</p>

# 指定管理者評価基本調書

指定管理料 及び利用料 金収入実績 【単位：円】	年度	指定管理料	利用料金収入実績
	平成28年～令和2年度	299,637,000	35,914,463
	令和3年度(実績)	61,326,000	365,992
	令和4年度(実績)	61,385,000	1,079,907
	令和5年度(予算)	61,445,000	
	令和6年度(予算)	61,505,000	
	令和7年度(予算)	61,566,000	
	総 額	307,227,000円	1,445,899円

## 3 福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会における評価結果

指定管理者の概要			
名 称	社会福祉法人川口市社会福祉事業団		
所 在 地	川口市大字赤井1055番地		
代 表 者	理事長 清水 竹敏		
主な業種	福祉施設の管理運営		
法人の目的	川口市が設置した福祉施設の受託管理業務を行うとともに、自ら市民の福祉ニーズに応えるため、福祉施設を設置運営することを目的とする。		
法人の事業	<p>指定管理者として20事業の管理運営を川口市より委託され、併せて障害者相談支援センター及び地域包括支援センターの7事業を受託するとともに、自主経営事業として13事業を運営している。</p> <p>1 受託経営事業</p> <p>(1) 川口市特別養護老人ホーム、ショートステイ</p> <p>(2) 川口市養護老人ホーム</p> <p>(3) 川口市ケアハウス</p> <p>(4) 川口市立南平児童センター</p> <p>(5) 川口市老人福祉センター(安行・神根・芝・新郷・仲町たたら荘)</p> <p>(6) 川口市老人デイサービスセンター(横曽根、新郷、芝、芝南、鳩ヶ谷れんげそう)</p> <p>(7) 川口市社会福祉センター(神根福祉センター)</p> <p>(老人デイサービス事業、地域活動支援センター事業、ボランティア活動支援事業)</p> <p>(8) 川口市生活介護きじばと</p> <p>(9) 川口市就労継続支援きじばと</p> <p>(10) 川口市障害者相談支援センターきらり</p> <p>(11) 川口市地域包括支援センター</p> <p>(神根、新郷、芝伊刈、西、鳩ヶ谷東部、新郷東地域包括支援センター)</p> <p>2 自主経営事業</p> <p>(1) 川口市老人福祉センター(本町、芝中央、南平、前川たたら荘)</p> <p>(2) 川口市やすらぎの家(並木、元郷やすらぎの家)</p> <p>(3) 川口市居宅介護支援事業(横曽根、新郷、芝、鳩ヶ谷、神根居宅介護支援事業所)</p> <p>(4) 川口市生活介護夢工房</p> <p>(5) 鳩ヶ谷福祉センター</p>		
役員の状況	理事長1名 常務理事1名 理事8名 監事2名 評議員11名		
	<table border="1"> <tr> <td>専門委員会 における 評価点数</td> <td>平均評価点数 <b>3.6</b></td> </tr> </table>	専門委員会 における 評価点数	平均評価点数 <b>3.6</b>
専門委員会 における 評価点数	平均評価点数 <b>3.6</b>		

# 指定管理者評価基本調書

## 【評価結果】

川口市老人福祉センターについて、川口市指定管理者制度運用指針に基づき、福祉サービスの基本方針や組織の運営管理など4分野12項目(60点/名)について、4名の選考委員が5段階評価を行った結果、合計240点満点中171点、平均評価点数は5点満点中3.6点であった。

項目ごとの評価結果は、以下のとおりである。

### I「福祉サービスの基本方針と組織」について

基本方針、経営理念が明文化され、職員に周知されている点や、中・長期的なビジョンと計画が明確にされており、計画が適切に作成されている点に関する項目について、平均して3.8点の評価であった。

### II「組織の運営管理」について

緊急時の対応についての文書を掲示して利用者へ周知し、年2回の避難訓練を実施していることや、利用者証の発行の際に緊急連絡先を確認していることなど安全管理に関する項目について、また、受付に老人クラブ連合会の協力を得て運営していることや、運営委委員会において委員の意見を聴取していることなど、地域との交流と連携に関する項目について、平均して3.8点の評価であった。

### III「適切な福祉サービスの実施」

各項目の平均点については3.3~3.5点の評価であった。新型コロナウイルスの感染防止のため、風呂やカラオケの利用は停止している期間で、高評価は難しいものとなった。

### IV「適切な事業内容の確保」

事業の実施については、健康器具等の提供や、嘱託医師やアドバイザーによる相談業務、体操教室等を実施しており、平均して3.3点の評価であった。

【評価表(評価項目)】

[老人福祉センター]

区分	評価項目	評価項目	A	B	C	D	合計
福祉サービスの基本方針と組織	理念・基本方針	理念、基本方針が確立されているか	3	5	4	3	15
		理念や基本方針が周知されているか					
	計画の策定	中・長期的なビジョンと計画が明確にされているか	3	5	4	3	15
		計画が適切に策定されているか					
管理者の責任について	管理者の責任が明確にされているか	4	4	3	3	14	
組織の運営管理	経営状況の把握	経営環境の変化等に適切に対応しているか	3	5	4	3	15
	人材の確保・養成	人事管理の体制が整備されているか	4	4	3	3	14
	安全管理	利用者の安全を確保するための取り組みが行われているか	4	4	3	4	15
		施設の維持管理が適切に行われているか					
	地域との交流と連携	地域との関係が適切に確保されているか	4	4	4	3	15
		関係機関との連携が確保されているか					
地域の福祉向上のための取り組みを行っているか							
適切な福祉サービスの実施	利用者満足度の向上について	利用者満足度の向上に努めているか	4	3	3	4	14
		利用者が意見等を述べやすい体制が確保されているか					
	事業の質の確保	事業実施の記録が適切に行われているか	4	4	3	3	14
		質の向上に向けた取り組みが組織的に行われているか					
	事業の開始・継続	事業提供の開始が適切に行われているか	4	4	3	3	14
		事業の継続性に配慮した対応が行われているか					
情報公開・個人情報の保護	個人情報の管理が適切に行われているか	3	4	3	3	13	
適切な事業内容の確保	事業の実施	利用者へ適切に事業が提供されているか	3	4	3	3	13
評価結果			43	50	40	38	171

1 評価の視点

有効性、効率性、公平性の視点から行う。

12項目 合計60点で総合的に評価する。

2 評価基準

点数評価	評価基準
5:非常に優れている	仕様に対し期待以上の大きな効果が見込まれる
4:優れている	期待以上の効果がある
3:適当	期待どおりの効果である
2:やや劣っている	効果が薄い
1:劣っている	劣っている

## 老人福祉センターに係る評価項目

評価項目	
<b>I 福祉サービスの基本方針と組織</b>	
<b>1 理念・基本方針</b>	
	(1) 理念、基本方針が確立されている。 ① 理念が明文化されている。 ② 理念に基づく基本方針が明文化されている。 (2) 理念や基本方針が周知されている。 ① 理念や基本方針が職員に周知されている。 ② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。
<b>2 計画の策定</b>	
	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 ① 中・長期計画が策定されている。 ② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。 (2) 計画が適切に策定されている。 ① 計画の策定が組織的に行われている。 ② 計画が職員や利用者等に周知されている。
<b>3 管理者の責任について</b>	
	(1) 管理者の責任が明確にされている。 ① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。 ② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。
<b>II 組織の運営管理</b>	
<b>1 経営状況の把握</b>	
	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。 ① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。 ② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。 ③ 管理経費縮減の取り組みが行われている。 ④ 外部監査が実施されている。
<b>2 人材の確保・養成</b>	
	(1) 人事管理の体制が整備されている。 ① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。 ② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。
<b>3 安全管理</b>	
	(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。 ① 災害、事故、感染症などの発生時の対応について、利用者の安全確保のための体制が整備されている。 ② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。 ③ 避難訓練等の実施を定期的に行っている。 (2) 施設の維持管理が適切に行われている。 ① 施設管理に関する事務の概要を明らかにした資料、マニュアル等を整備している。 ② 施設の維持管理に必要な点検、修繕が行われている。

<b>4 地域との交流と連携</b>	
	<p>(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。</li> <li>② 事業所が有する機能を地域に還元している。</li> <li>③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</li> </ul> <p>(2) 関係機関との連携が確保されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 必要な社会資源(関係機関・団体)を明確にしている。</li> <li>② 関係機関等との連携が適切に行われている。</li> </ul> <p>(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域の福祉ニーズを把握している。</li> <li>② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。</li> </ul>
<b>III 適切な福祉サービスの実施</b>	
<b>1 利用者満足度の向上について</b>	
	<p>(1) 利用者満足度の向上に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備している。</li> <li>② 利用者満足度の向上に向けた取り組みを行っている。</li> </ul> <p>(2) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。</li> <li>② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。</li> <li>③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。</li> </ul>
<b>2 事業の質の確保</b>	
	<p>(1) 事業実施の記録が適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者に関する事業実施状況の記録が適切に行われている。</li> <li>② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。</li> <li>③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。</li> </ul> <p>(2) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業内容について定期的に評価を行う体制を整備している。</li> <li>② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。</li> <li>③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。</li> </ul>
<b>3 事業の開始・継続</b>	
	<p>(1) 事業提供の開始が適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用希望者に対して事業選択に関する必要な情報を提供している。</li> <li>② 事業の開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。</li> </ul> <p>(2) 事業の継続性に配慮した対応が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用希望者の状態に応じた事業選択に必要な情報を提供している。</li> </ul>
<b>4 情報公開・個人情報の保護</b>	
	<p>(1) 個人情報の管理が適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 情報公開や個人情報の保護を理解し適切に行っている。</li> <li>② 情報公開や個人情報の保護について規程・マニュアル等を整備している。</li> </ul>
<b>IV 適切な事業内容の確保</b>	
<b>1 事業の実施</b>	
	<p>(1) 利用者へ適切に事業が提供されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者のニーズに合わせた事業が実施されている。</li> <li>② 施設の目的に即した事業が提供できている。</li> <li>③ 利用者に対する各種相談が適切に行われているか。</li> </ul>